

消 防 消 第 113 号
令 和 5 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
（ 公 印 省 略 ）

女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣要綱の改正について（通知）

平素から、女性消防吏員の活躍推進に向けた積極的な取組に関し多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

消防庁では、女性消防吏員の職務上の活躍を積極的に支援するため、平成 29 年度に、女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣要綱（以下、「派遣要綱」という。）を定め、これに基づき、女性消防吏員の採用が進んでいる消防本部の人事担当者や女性活躍に関する有識者を派遣して、女性活躍の意義、人事配置上の配慮、効果的な広報などの具体的な方策を助言する「女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度」を運用しているところですが、この度、派遣要綱を別添のとおり改正いたしました。

つきましては、各都道府県消防防災主幹部（局）の担当者におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨、周知いただきますようお願い申し上げます。

消防庁消防・救急課
職員第一係 松本、布施
電話：03-5253-7522
E-mail：shokuin@soumu.go.jp

女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣要綱

平成29年12月1日 消防消第275号

改正 平成31年1月29日 消防消第22号

改正 令和5年3月31日 消防消第113号

(目的)

第1条 女性消防吏員の職務上の活躍を積極的に支援するため、女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度を設け、女性消防吏員活躍推進アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の派遣に当たり、必要事項を定めるものとする。

(アドバイザーの任務)

第2条 アドバイザーは、地方公共団体における女性消防吏員の職務上の活躍を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

2 前項の助言、情報の提供等の内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 女性消防吏員の活躍推進に関する事項

(女性活躍に資する消防職員の教養、研修に関するものを含む。)

(2) セクシュアルハラスメント等ハラスメントの防止に関する事項

(3) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認める事項

(アドバイザーの委嘱)

第3条 消防庁消防・救急課長は、女性活躍推進における豊富な知識又は経験を有している消防職員や有識者のうち、ふさわしいと認める者を、アドバイザーとして委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(アドバイザー派遣対象団体)

第4条 アドバイザーの派遣の対象は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「派遣対象団体」という。）とする。

(アドバイザーの派遣手続き)

第5条 派遣対象団体は、アドバイザーの派遣を希望するときは、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に派遣の調整を依頼するものとする。

第6条 消防庁は、派遣対象団体からアドバイザーの派遣の調整の依頼があったときは、依頼があった派遣対象団体のうち、派遣が必要と認められるものを決定し、都道府県を経由して依頼があった派遣対象団体に通知するものとする。

2 消防庁は、前項に基づき派遣を決定したときは、派遣対象団体の希望に応じたアドバイザーを選定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、アドバイザーの所属団体等に派遣を依頼するものとする。

第7条 派遣対象団体は、アドバイザーの派遣を受けたときは、別紙様式3により必要事項を明らかにして、直接消防庁に報告するものとする。

(アドバイザーの守秘義務)

第8条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任期が終了した後も同様とする。

(アドバイザーの派遣経費)

第9条 アドバイザーの派遣に要した経費は、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣対象団体との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。

(アドバイザーの解嘱)

第10条 消防庁消防・救急課長は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーを解嘱することができるものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (2) 業務の執行を怠ったと認められるとき。
- (3) その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (4) 心身の故障のため業務に支障をきたすと認められるとき。
- (5) 本人から解嘱の申し出があったとき。

(その他)

第11条 アドバイザーに関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附 則 (平成29年12月1日消防消第275号)

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月29日消防消第22号)

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日消防消第113号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

(都道府県名) _____

(派遣対象団体名) _____

女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣調整依頼書

1 研修等について

(1) 名称

(2) 研修の目的

(3) 対象者 (所属・階級・性別など)

計 名

(4) 希望する講演内容 (記載例を参考に、具体的に記載してください)

(5) 派遣を希望するアドバイザー (○で囲んでください。)

ア 消防吏員 (消防司令以上) イ 消防吏員 (消防司令補以下)

ウ 消防吏員以外 エ 特に希望なし

2 派遣希望日時

第1希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 【講演希望時間 分】

第2希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 【講演希望時間 分】

第3希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 【講演希望時間 分】

3 開催場所 (住所まで記載してください)

【担当課】 _____

【担当者】 _____

【電話】 _____

【E-mail】 _____

消防消第 号
令和 年 月 日

_____様

消防庁消防・救急課長

女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣について（依頼）

女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣要綱に基づき、（派遣対象団体）から別紙1のとおり女性消防吏員活躍推進アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の派遣の調整依頼を受け、貴所属職員について派遣を依頼するアドバイザーに選定しました。

つきましては、下記のとおりアドバイザー派遣に関し特段のご配慮を頂きますようお願いいたします。

なお、派遣に要した旅費は、消防庁が負担します。

記

- 1 派遣を依頼するアドバイザーの氏名
- 2 派遣を依頼する日時
令和 年 月 日（ ）
- 3 派遣を依頼する場所

【担当課】 _____
【担当者】 _____
【電話】 _____
【E-mail】 _____

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

(都道府県名) _____

(派遣対象団体名) _____

女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣結果報告書

1 派遣を受けたアドバイザーの氏名

所属 _____

役職 _____

氏名 _____

2 派遣を受けた日時

令和 年 月 日 ()

3 派遣を受けた場所

4 講演内容

5 聴講者

計 名

6 写真

(数枚添付してください)

【担当課】 _____

【担当者】 _____

【電話】 _____

【E-mail】 _____

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣要綱</p> <p style="text-align: center;">平成29年12月1日 消防消第275号 改正 平成31年1月29日 消防消第22号 改正 令和5年3月31日 消防消第113号</p> <p>(目的) 第1条 女性消防吏員の職務上の活躍を積極的に支援するため、女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度を設け、女性消防吏員活躍推進アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の派遣に当たり、必要事項を定めるものとする。</p> <p>(アドバイザーの任務) 第2条 アドバイザーは、地方公共団体における女性消防吏員の職務上の活躍を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。 2 前項の助言、情報の提供等の内容は、概ね次のとおりとする。 (1) 女性消防吏員の活躍推進に関する事項 (女性活躍に資する消防職員の教養、研修に関するものを含む。) (2) セクシュアルハラスメント等ハラスメントの防止に関する事項 (3) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認める事項</p> <p>(アドバイザーの委嘱) 第3条 消防庁消防・救急課長は、女性活躍推進における豊富な知識又は経験を有している消防職員や有識者のうち、ふさわしいと認める者を、アドバイザーとして委嘱する。 2 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(アドバイザーの派遣対象団体) 第4条 アドバイザーの派遣の対象は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「派遣対象団体」という。）とする。</p> <p>(アドバイザーの派遣手続き) 第5条 派遣対象団体は、アドバイザーの派遣を希望するときは、別紙様式1により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に派遣の調整を依頼するものとする。</p> <p>第6条 消防庁は、派遣対象団体からアドバイザーの派遣の調整の依頼があったときは、依頼があった派遣対象団体のうち、派遣が必要と認められるものを決定し、都道府県を経由して依頼があった派遣対象団体に通知するものとする。 2 消防庁は、前項に基づき派遣を決定したときは、派遣対象団体の希望に応じたアドバイザーを選定し、別紙様式2により必要事項を明らかにして、アドバイザーの所属団体等に派遣を依頼するものとする。</p> <p>第7条 派遣対象団体は、アドバイザーの派遣を受けたときは、別紙様式3により必要事項を明らかにして、直接消防庁に報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣要綱</p> <p style="text-align: center;">平成29年12月1日 消防消第275号 改正 平成31年1月29日 消防消第22号</p> <p>(目的) 第1条 女性消防吏員の職務上の活躍を積極的に支援するため、女性消防吏員活躍推進アドバイザー制度を設ける。</p> <p>(任期) 第2条 アドバイザーの任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(対象団体) 第3条 アドバイザーの派遣の対象は、都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会等（以下「派遣対象団体」という。）とする。</p> <p>(任務) 第4条 アドバイザーは、派遣対象団体の依頼に基づき、地方公共団体における女性消防吏員の職務上の活躍を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。 2 前項の助言、情報の提供方法等の内容は、概ね次のとおりとする。 (1) 女性消防吏員の活躍推進に関する事項 (女性活躍に資する消防職員の教養、研修に関するものを含む。) (2) セクシュアルハラスメント等ハラスメントの防止に関する事項 (3) その他、消防庁消防・救急課長が適当と認める事項</p> <p>(依頼) 第5条 アドバイザーの派遣を希望する派遣対象団体は、別紙様式により必要事項を明らかにして、都道府県にあっては直接、市町村、一部事務組合、広域連合又は協議会にあっては都道府県を経由して、消防庁に依頼するものとする。</p> <p>(派遣の決定) 第6条 消防庁は、派遣対象団体からアドバイザーの派遣の依頼があったときは、必要と認められる専門分野のアドバイザーを派遣するものとする。</p> <p>(選定) 第7条 アドバイザーは、派遣対象団体の依頼に基づき、女性消防吏員の活躍の推進に必要な知識又は経験を有する者から、消防庁において選定する。</p> <p>(報告) 第8条 アドバイザーの派遣を受けた派遣対象団体は、その結果を消防庁に報告するものとする。</p>

(アドバイザーの守秘義務)

第8条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任期が終了した後も同様とする。

(アドバイザーの派遣経費)

第9条 アドバイザーの派遣に要した経費は、消防庁が負担するものとする。ただし、派遣対象団体との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。

(アドバイザーの解嘱)

第10条 消防庁消防・救急課長は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーを解嘱することができるものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (2) 業務の執行を怠ったと認められるとき。
- (3) その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (4) 心身の故障のため業務に支障をきたすと認められるとき。
- (5) 本人から解嘱の申し出があったとき。

(その他)

第11条 アドバイザーに関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。
2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
附 則 (平成31年1月29日消防消第22号)
この要綱は、平成31年1月29日から施行する。
附 則 (令和5年3月31日消防消第113号)
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経費)

第9条 アドバイザーの派遣事業に関する経費は、原則として消防庁が負担するものとする。ただし、派遣対象団体との協議により、別異の取扱いをすることを妨げない。

(解任)

第10条 消防庁消防・救急課長は、アドバイザーが次の各号の一に該当することとなったときは、アドバイザーを解任することができるものとする。

- (1) 業務上知り得た秘密を漏らしたと認められるとき。
- (2) 業務の執行を怠ったと認められるとき。
- (3) その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められるとき。
- (4) 心身の故障のため業務に支障をきたすと認められるとき。
- (5) 本人から解任の申し出があったとき。

(その他)

第11条 アドバイザーに関する庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。
2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、消防庁消防・救急課長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
附 則 (平成31年1月29日消防消第22号)
この要綱は、平成31年1月29日から施行する。

別紙様式 1

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

(都道府県名) _____
(派遣対象団体名) _____

女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣調整依頼書

1 研修等について

(1)名称

(2)研修の目的

(3)対象者 (所属・階級・性別など)
計 名

(4)希望する講演内容 (記載例を参考に、具体的に記載してください)

(5)派遣を希望するアドバイザー (○で囲んでください。)

ア 消防吏員 (消防司令以上) イ 消防吏員 (消防司令補以下)
ウ 消防吏員以外 エ 特に希望なし

2 派遣希望日時

第1希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 【講演希望時間 分】
第2希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 【講演希望時間 分】
第3希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 【講演希望時間 分】

3 開催場所 (住所まで記載してください)

【担当課】 _____
【担当者】 _____
【電 話】 _____
【E-mail】 _____

別紙様式

令和 年 月 日

女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣依頼書

(都道府県名) _____
(派遣対象団体名) _____

1 研修等について

(1)名称

(2)研修の目的

(3)対象者 (所属・階級・性別など)
計 名

(4)希望する講演内容 (記載例を参考に、具体的に記載してください)

(5)派遣希望するアドバイザー (○で囲んでください。)

ア 消防吏員 (消防司令以上) イ 消防吏員 (消防司令補以下)
ウ 消防吏員以外 エ 特に希望なし

2 派遣希望日時

第1希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 【講演希望時間 分】
第2希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 【講演希望時間 分】
第3希望 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分 【講演希望時間 分】

3 開催場所 (住所まで記載してください)

【担当課】 _____
【担当者】 _____
【電 話】 _____
【E-mail】 _____

別紙様式2

消防消第 号
令和 年 月 日

_____様

消防庁消防・救急課長

女性消防吏員活躍推進アドバイザーの派遣について（依頼）

女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣要綱に基づき、（派遣対象団体）から別紙1のとおり女性消防吏員活躍推進アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）の派遣の調整依頼を受け、貴所属職員について派遣を依頼するアドバイザーに選定しました。

つきましては、下記のとおりアドバイザー派遣に関し特段のご配慮を頂きますようお願いいたします。

なお、派遣に要した旅費は、消防庁が負担します。

記

1 派遣を依頼するアドバイザーの氏名

2 派遣を依頼する日時

令和 年 月 日（ ）

3 派遣を依頼する場所

【担当課】 _____

【担当者】 _____

【電 話】 _____

【E-mail】 _____

（新設）

令和 年 月 日

消防庁消防・救急課長 殿

(都道府県名) _____

(派遣対象団体名) _____

女性消防吏員活躍推進アドバイザー派遣結果報告書

1 派遣を受けたアドバイザーの氏名

所属 _____

役職 _____

氏名 _____

2 派遣を受けた日時

令和 年 月 日 ()

3 派遣を受けた場所

4 講演内容

5 聴講者

計 名

6 写真

(数枚添付してください)

【担当課】 _____

【担当者】 _____

【電話】 _____

【E-mail】 _____